

公的年金等を受給されている方へ

確定申告が不要になる 場合があります!!

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告（提出・納税）が不要です。（平成23年改正）

① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**

（注）公的年金等のすべてが源泉徴収の対象となる場合に限ります。

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**

↳ 例えば、公的年金等の収入金額が200万円で、給与の収入金額が85万円のケースが当てはまります。

【85万円（収入金額）－65万円（給与所得控除・調整控除）＝20万円（給与所得金額）】

詳しい計算方法など、ご不明な点については、最寄りの税務署へお尋ねください。

※ 最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページなどでご確認ください。

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税及び復興特別所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

ご注意ください!

所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要になる場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

確定申告に関するフローチャート

公的年金等を受給されている方は、以下のフローチャートにより所得税及び復興特別所得税の確定申告の要否を確認してください。

① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**である

はい

いいえ

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**である

はい

いいえ

源泉徴収税額が…

ない

ある

申告納税額が…

納税又は税額ゼロ

還付

税務署への**確定申告**は**不要**です。

ただし…

- 1 株式等の損失を翌年に繰り越すなどの場合は、確定申告が必要です。
- 2 **住民税の申告が必要になる場合があります**（詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。）。

所得税及び復興特別所得税の還付を受けられる方は税務署への**確定申告**が**必要**です。

税務署への**確定申告**が**必要**です。

申告書等は、**国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」**で作成できます！（www.keisan.nta.go.jp）

【提出方法は次の2通り】

▶ **e-Tax（電子申告）**

次の2つの方式から選択して、パソコンやスマホから申告書をe-Taxで送信できます。

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ！

- マイナンバーカード
- ICカードリーダライタ 又はマイナンバーカード対応のスマートフォン

ID・パスワード方式

用意するものは、次の2つ！

- ID（利用者識別番号）
- パスワード（暗証番号）

※ ID・パスワード方式は、暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

▶ **書面提出**

作成した申告書を印刷して郵送等で提出できます。

いつでもどこでもスマホで申告!!

タブレット端末等を

ご使用の方はこちら

